

一般社団法人 深谷青年会議所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人深谷青年会議所(英文名 FUKAYA Junior Chamber International)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県深谷市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域社会及び国家の発展を図り、会員の連帯と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 この法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2. この法人は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 政治、経済、社会、文化等に関する調査及び研究並びにその改善に資する計画の立案及び実現を推進する事業

(2) 青少年の健全育成に関する事業

(3) 地域における諸問題の調査研究及び地域貢献に関する事業

(4) 会員の資質向上、知識の習得及び教養の向上並びに能力の開発を図る事業

(5) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内及び国外の青年会議所その他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業

(6) その他のこの法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業は、主に埼玉県内で行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員

深谷市及び寄居町並びにその周辺に住所又は勤務先を有する年齢20歳以上40歳未満の品格ある青年。ただし正会員である年度中に40歳に達した者は、その年度内は正会員の資格を有する。

(2) 特別会員

40歳に達した年の事業年度の終了する日に正会員であった者で、特別会員となることを希望するもの、また、正会員で産前産後・育児休暇届を承認されたもの。

(3) 名誉会員

この法人に功労があったもので、理事会において推薦されたもの

(4) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、賛助することを望む個人及び団体

2. 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(会員の権利)

第9条 正会員は、この定款に別に定めるものほか、この法人の目的を達成するために必要なすべての事業に参加する権利を平等に保有する。

(会員の義務)

第10条 会員は、この定款に別に定めるものほか、定款その他の規定を遵守し、この法人の目的を達成するために必要な義務を負う。

(退会)

第11条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の秩序を乱す行為をしたとき。
- (3) 会費納入義務を履行しないとき。

(会員資格の喪失)

第13条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 会員が死亡し、又は会員である法人等が解散したとき。

(会費等の不返還)

第14条 退会、除名、資格を喪失した会員がすでに納入した会費、入会金その他の金品は、これを返還しない。

(総会の構成)

第15条 総会はすべての正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(総会の権限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事長候補者の選出
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更の承認
- (5) 事業報告及び決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の開催)

第17条 総会は、通常総会として毎年度1月に開催するほか、8月、11月その他必要がある場合に開催する。

2. 前項の通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(総会の招集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3. 理事長は、前項の請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4.

総会を招集する場合には、総会の日時、場所及び目的並びにその他法令で定める事項を示した書面により、少なくとも総会の日の7日前までに正会員及び特別会員（直前理事、監事、顧問に限定する。）に通知しなければならない。ただし、書面又は電磁的方法による表決をすることができる場合は、少なくとも総会の日の14日前までに正会員に通知しなければならない。

5. 前項の書面による通知の発出に代えて、正会員および特別会員（直前理事、監事、顧問に限定する。）の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(総会の議決権)

第20条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の決議)

第21条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会における書面表決等)

第22条

総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。ただし、書面又は電磁的方法による表決は、第18条第4項において、書面又は電磁的方法による表決ができるとされている場合に限り適用する。

2. 前項の表決があった場合において、前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び当該総会において選任された2名以上の理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等及び職員

(役員の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 16名以上27名以内
- (2) 監事 2名以上

2. 理事のうち1名を理事長、2名以上4名以内を副理事長、1名を専務理事、1名を財務担当理事とする。

- 3 . 前項の理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び財務担当理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、監事については、特別会員から選任することを妨げない。

- 2 . 理事長、副理事長、専務理事及び財務担当理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 . 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 . 副理事長は、理事長を補佐し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 4 . 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務を処理する。

- 5 . 財務担当理事は、この法人の会計処理を執行する。

- 6 . 理事長、副理事長、専務理事及び財務担当理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 . 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第28条 理事として選任された者は、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。

- 2 . 監事として選任された者は、選任された翌年の1月1日に就任し、当該年度の12月31日に任期が満了する。

- 3 . 前2項にかかわらず、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 . 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員に対する報酬)

第30条 理事及び監事の報酬は無償とする。

(直前理事長)

第31条 この法人に、任意の機関として、直前理事長1名を置くことができる。

2. 直前理事長は、次の職務を行う。

(1) 理事長の経験を生かし、理事長の相談に応じること。

(2) この法人の運営に関して、必要な助言をすること。

3. 直前理事長として選任された者は、選任された翌年の1月1日に就任し、
その年の12月31日に任期が満了する。

4. 直前理事長の選任及び解任は、総会において決議する。

5. 直前理事長の報酬は、無償とする。

(顧問)

第32条 この法人に、任意の機関として、顧問1名を置くことができる。

2. 顧問は、次の職務を行う。

(1) この法人の運営に関して、理事長の諮詢に答え、又は助言をすること。

3. 顧問の選任及び解任は、総会において決議する。

4. 顧問の報酬は、無償とする。

(事務局)

第33条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長1人及び必要な職員を置くことができる。

3. 事務局長その他の職員は、理事長が理事会の決議を得て任命する。

4. 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の決議を得て別に定める。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3. 直前理事長及び顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

4. 公益社団法人日本青年会議所、公益社団法人日本青年会議所関東地区協議会及び
公益社団法人日本青年会議所関東地区埼玉ブロック協議会への派遣役員及び委員
は理事会へ出席し、意見を述べることができる。

5. 理事長が必要と認めたものは、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事及び財務担当理事の選定及び解職

(理事会の招集)

- 第36条 理事会は毎月1回、理事長がこれを招集する。
- 2 . 前項のほか、次の各号の一に該当する場合には、理事長が臨時理事会を招集する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事又は監事から、理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。
 - 3 . 理事長は、前項第2号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があつた日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
 - 4 . 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(理事会の議長)

- 第37条 理事会の議長は、理事長又は理事長の指名した者がこれに当たる。

(理事会の決議)

- 第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 . 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(理事会の議事録)

- 第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 . 出席した理事長、監事及び当該理事会において議事録署名人に選任された理事2名は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

- 第40条 この法人に委員会を置く。
- 2 . 委員会の数及び名称は理事会において定める。
 - 3 . それぞれの委員会は、理事1名以上と正会員若干名をもって構成する。
 - 4 . 委員会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 委員会が担当する事業に係る事業計画案を策定し、理事会に提出すること。
 - (2) 理事会の決議を得た事業を業務執行理事のもと、運営すること。
 - (3) 当該事業終了後、理事会に報告すること。
 - 5 . 委員会の委員の選任及び解任は、理事会において決議する。
 - 6 . その他の委員会の運営に関する事項については、理事会において別に定める。

第8章 資産

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものを以て構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第42条 資産は理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の決議を得て定める。

第9章 会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならぬ。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた後、理事会及び通常総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第46条 この法人は、剰余金を分配することができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 雜 則

(委任)

第51条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の理事長は佐治昇とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

一般社団法人 深谷青年会議所 運営規定

第1章 目的

第1条 本規定はこの法人の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめたる組織運営等に関する事項を規定する。

第2章 例会・理事会

第2条 会員の意思疎通をはかり、この法人の運営に資するため例会を行う。

2. 例会は原則として毎月1回以上開催するものとする。
3. 例会は全員出席するものとし、欠席、遅刻する会員は必ず事前に委員長へ連絡するものとする。
4. 例会は、理事長がこれを主宰し、各担当者による委員会報告の外、各種の事業を行なう。
5. 例会には原則として国旗及びJC旗を掲げ、開会の際に「国歌」を斉唱、「JCソング」を合唱し、「JCI Creed」唱和、「JCI Mission」唱和、「JCI Vission」唱和、「JC宣言」朗読、及び「綱領」を唱和し、閉会に際し「若い我等」を合唱する。
6. 例会記録は各担当委員会がこれを担当する。

第3条 理事会は定款第6章(第34条～39条)に基づき運営され、理事会内容については終了後10日以内に全正会員に伝達する。

第4条 定例理事会は原則として毎月1日に開催する。但し事情により理事長がその日時を変更することができる。

第5条 理事長が必要と認めたときは、臨時理事会を開催することができる。

第6条 理事会は定款及び諸規定に定める事項の他、次の事項に就いて審議する。

- (1) 委員会より提出された事項
- (2) 公益社団法人日本青年会議所より提示された事項
- (3) その他重要な事項

第3章 室・総括幹事

第7条 定款第3条の目的を達成し、運営を適正かつ円滑にするため、室を置くことができる。

第8条 室長は担当の室を代表し担当の各委員会を総括する。なお、室を設置しない場合には、各委員会を総括するため、総括幹事を置くことができる。

第4章 委員会

第9条 定款第40条の規定に基づき次の各委員会を設置することができる。

- (1) 総務委員会
- (2) 広聴広報委員会
- (3) 社会開発委員会
- (4) 青少年交流委員会

- (5) 指導力開発委員会
 - (6) 経営開発委員会
 - (7) 会員開発委員会
 - (8) 親睦委員会
- 第10条 正会員は理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、財務担当理事、室長、総括幹事及び監事を除き原則として全員がいずれかの委員会又は特別委員会、特別会議に所属しなければならない。
- 第11条 委員会は委員長1名、副委員長2名以内及び委員若干名を置く。委員長、副委員長は正会員の内から理事長が理事会の承認を得て任命する。委員は正会員の中から委員長が理事会の承認を得て任命するものとする。
- 第12条 委員長、副委員長及び委員の任期は、この法人の理事の任期に準ずる。
- 第13条 委員長は委員を代表し、会務を総括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長が不慮の事故等で職務を遂行できなくなった場合は、その職務を代行する。委員は原案の作成、審議、実施を担当する。
- 第14条 委員長は予め委員会の議題、日時、場所等を各委員に通知し、招集するものとする。
- 第15条 委員会は毎月一回以上開催し、独自の事業計画の確立と実施の推進母体となる。
- 第16条 委員会の決議は理事会の承認を得て、この法人の議決とし委員会で執行する。
- 第17条 委員長は事業実施後速やかに事業報告書並びに収支計算書を作成し理事会に提出するものとする。
- 第18条 委員長は必要と認めた場合、委員会に正副理事長、特別会員、賛助会員及び他の委員の出席を求めることができる。
- 第19条 各委員会の職務分掌は次の通りとする。ただし、理事会の承認を得た場合にはこの限りではない。
- 1 . 総務委員会
 - (1) 事務局の運営
 - (2) 総会、理事会、例会開催に関する事項
 - (3) 賞、表彰、慶弔に関する事項
 - (4) 総会資料の作成
 - (5) 定款、諸規定に関する事項
 - (6) 物品、備品、各種資料の保管、管理に関する事項
 - (7) 日本JC、国内各JCとの提携に関する事項
 - (8) 各委員会の連絡調整事務及びその他委員会に属さない事項
 - 2 . 広聴広報委員会
 - (1) 会報の発行
 - (2) 社団法人日本青年会議所及び各地会員会議所との情報交換
 - (3) 青年会議所活動の対外的P R及び報道関係への連絡
 - (4) その他広聴広報活動に関する事項

3. 社会開発委員会

- (1) 地域社会に関する事項
- (2) 社会福祉に関する事項
- (3) 交通、公害問題に関する事項
- (4) 国家、社会問題に関する事項
- (5) 関係官庁、団体機関との連絡及び渉外

4. 青少年交流委員会

- (1) 青少年活動に対する助言、協力
- (2) 教育問題に関する事項
- (3) その他青少年の健全育成に関する事項
- (4) 関係官庁、団体機関との連絡及び渉外

5. 指導力開発委員会

- (1) 自己の啓発、役員訓練、経営者訓練などを含むリーダーシップディベロップメント計画の立案と実施
- (2) リーダーシップディベロップメントに関する資料の収集及び配布
- (3) 議事法及び実践指導力の徹底

6. 経営開発委員会

- (1) 経営者訓練に関する事項
- (2) 産業及び経済事情の研究に関する事項
- (3) 経済団体との提携、関係官庁団体機関との連絡及び渉外

7. 会員開発委員会

- (1) 会員拡大に関する事項
- (2) 会員資質向上に関する事項

8. 親睦委員会

- (1) 旅行、懇談会、趣味の会、スポーツ等、親睦と健康に関する事業計画立案及び実施
- (2) 国内及び世界のJCメンバーとの親睦に関する必要事項
- (3) その他JCのフレンドシップに関する必要事項

第5章 特別委員会

第20条 専門事項を調査研究実施するために理事会の決議を得て特別委員会を設置することができる。

第21条 特別委員会の構成、運営等は理事会の承認を得るものとする。

第22条 特別委員会の重属は妨げない。

第6章 アテンダンス

第23条 例会を欠席、若しくは欠席の予定の場合それを出席したものとみなすことをアテンダンスと呼ぶ。

- 2 . 例会当日あるいはそれに準じる期間に次の集会への出席する場合、アテンダンスとする。
 - (1) JCI・日本JC・地区協、ブロックに関する会合等
 - (2) 各地青年会議所の例会等
 - (3) その他、理事長が特に必要と認めたとき
- 3 . 手続方法は当該集会の責任者又はそれを代行する者による出席を証明する書類を総務委員長に提出するものとする

第7章 細則

第24条 本規則に定めるもの以外、この法人の運営に関して必要な事項は理事会に於いて定める。

第25条 本規則の改正は理事会に於いて行なう。

附則

本改正規定は、平成24年1月1日より施行する。

昭和49年1月11日施行

昭和56年8月1日施行

平成元年9月28日施行

平成12年8月23日施行

令和5年11月9日施行

一般社団法人 深谷青年会議所 会員資格規定

第1章 目的

第1条 本規定はこの法人の会員の資格に関する事項を規定する。

第2章 入会

第2条 この法人に正会員として入会を希望する者は、入会申込書を、会員開発委員会を通じ理事長に提出するものとする。

入会希望者は、理事会に於いて入会の承認を得るものとする。

第3条 入会が承認された申込者に対し、事務局はその旨を通知すると同時に、納期を指定し所定の入会金及び正会員会費を請求せねばならない。

第4条 入会承認後、1ヶ月経過するも入会金及び正会員会費の納入なき場合は第5条の入会の承認は取り消される。

入会金及び会費納入の日をもって会員の資格を取得する。

第3章 入会金及び会費

第5条 定款第8条にいう入会金、会費及び納入は次のとおりとする。

(1) 入会金 正会員 金20,000円

(2) 会費 正会員(年額) 金108,000円

特別会員(年額) 金6,000円

賛助会員(年額) 金24,000円

(3) その他、理事長が特に必要と認めたとき

① 会費は理事会に於いて定められた期日までに納入せねばならない。

② 正会員会費は原則として2期に分けるものとする。期の途中に入会した会員の会費は、年額会費の在籍月割とする。

第4章 退会及び除名

第6条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができ、退会届が提出された場合、退会確定の日は退会届提出の日付とする。

第7条 会費納入義務を履行しない会員については次の手続きを経て、総会において除名の決議を行う。

(1) 財務を担当する理事は、理事会の定めた会費納入期日を1ヶ月経過する未納の会員に督促をし、氏名を理事会に報告する。

(2) 第1号の督促にもかかわらず1ヶ月を経過して会費を納入しない会員に対しては、理事会の決議を経て内容証明郵便によって納入期限を定めた督促と除名の警告を行わなければならない。

第8条 本会議所定款第13条に基づき、除名決議を為すに先だって理事会は退会の勧告を為すことができる。

第5章 特別会員

第9条 特別会員は、卒業後5年間に限り所定の会費を納入しなければならない。また、産前産後・育児休暇届を承認された特別会員は、所定の会費を納入しなければならない。

第10条 特別会員は、総会、理事会を除く、本青年会所の会合及び事業に出席し意見を述べることができる。ただし、直前理事長、監事、顧問に選任させた特別会員は、総会、理事会においても出席し意見を述べることができる。

第11条 特別会員が前条の会合及び事業に参加する場合には、その都度実費を徴収する。

第6章 賛助会員

第12条 本会の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人、及び
1. 1. 女性会員は、出産予定日の6週間前から、産後休暇は、出産の日から8週間
取得することができる。また、男女会員ともに、出産日（予定日）より育児休暇
を1年間取得することができる。別に定める様式の届け出を理事長に提出し、承
認を得て産前産後の休暇及び育児休暇を取得することができる。ただし次の事由
に該当する場合は除くものとする。

（1）正会員として入会後一年を経過していない場合。

（2）産前産後休暇及び育児休暇を取得する前日の時点において、会費の未納が
ある場合。

（3）休暇期間終了後、正会員としての活動を再開する意思が無い場合。

2. 前項の届出が理事長に承認された場合、核定期間の会費の納入義務及び出席
義務が免除される

3. 第1項の休暇が開始した時点において前納している会費がある場合、当核前
納分の会費は、休暇終了後の会費に充当できるものとする。ただし、会費の計算
は月割りとし月の途中で休暇が開始した場合でも当核月の会費は、休暇終了後の
充当の対象とは、ならない。

4. 育児休暇にかかる子を教養しないこととなった場合については当核事由発生
日に育児休暇は終了するものとする。

第13条

賛助会員は本会議所の例会及びそれに準ずる会合に参加できる。但し、一切の表
決権及び選挙権を有しない。

第14条

賛助会員にして事業に参加するときは、その都度実費を徴収する。

第7章 名誉会員

第16条 本会に功労のあった者で理事会において推薦された者は名誉会員となることがで
きる。

第17条

名誉会員は本会の例会及びそれに準ずる会合に参加できる。但し、一切の表決権
及び選挙権を有しない。

第18条

名誉会員にして事業に参加するときは、その都度実費を徴収する。

第19条 名誉会員にして事業に参加するときは、その都度実費を徴収する。

第8章 細則

- 第20条 本規定に定めるもの以外、会員資格に関して必要な事項は理事会に於いて定める。
- 第21条 賛助会員を希望する者は所定の申込書を理事長に提出する。
- 第22条 本規定の改正は総会に於いて行う。

附則

昭和51年1月1日施行

昭和60年1月1日施行

平成12年8月23日施行

平成24年1月4日施行

平成24年8月20日施行

令和2年8月1日施行

令和4年8月9日施行

一般社団法人 深谷青年会議所 庶務規定

第1章 目的

第1条 本規定は、この法人の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、事務局、会計経理、慶弔、旅費等に関する事項を規定するものである。

第2章 事務局

第2条 専務理事は、事務局の統轄、管理にあたる。

第3条 総会および理事会の議事録は、総務委員会がこれを作成し事務局に備え付けるものとする。ただし、総務委員会以外の委員会が指名された場合にはこの限りではない。

第4条 事務局は、事業年度毎に次の分類に従い文書等を整理、保存しなければならない。

- | | |
|---|---------|
| (1) この法人の定款ならびに諸規程 | (永久保存) |
| (2) 総会および理事会の議事録 | (永久保存) |
| (3) 会員名簿 | (永久保存) |
| (4) この法人内部の文書 | (5年間保存) |
| (5) 公益社団法人日本青年会議所および各地青年会議所関係の文書綴 | (1年間保存) |
| (6) 会報綴 | (永久保存) |
| (7) 受発信簿 | (1年間保存) |
| (8) 許可、認可等に関する書類 | (永久保存) |
| (9) 登記に関する書類 | (5年間保存) |
| (10) 理事の氏名住所及び略歴を記載した書類並びにその就任の承諾を証する書類 | (5年間保存) |
| (11) 知事が当該法人を監督するために発した書類 | (1年間保存) |
| (12) 前項に属さない文書 | (1年間保存) |

第5条 総務委員会は、備品台帳を整備し、出入を記載し、備品を完全に管理しなければならない。

第3章 会計経理

第6条 この法人の会計に用いる諸帳簿は、次の各号の通りとする。

- | |
|--|
| (1) 帳簿(総勘定元帳、現預金出納帳、会費徴収簿) |
| (2) 決算書類および諸表(貸借対照表、収支決算書、事業報告書、監査報告書、財産目録等) |
| (3) 伝票(入金伝票、出金伝票、振替伝票) |

第7条 金銭の出納は、財務を担当する理事が責任管理し次の証憑を揃えて起票し、期日順に整理するものとする。

- | |
|----------------------|
| (1) 収入については、発行した領収書控 |
|----------------------|

- (2) 支出については、受領した受領書
- (3) 領収書徵収不能のものについては、受領不能理由を記載した支払明細書
- 第8条 この法人の会計を処理するために財務を担当する理事を1名設ける。
- 第9条 出納は、つとめて銀行の普通および当座預金口座によって処理し、口座名義は理事長とし理事長印を使用する。
- 第10条 予算の執行にあたっては、計画を綿密にたてて、冗費をはぶき効果的に運用することに努め、財務担当理事の署名捺印を持って理事会に提出し承認を得て執行する。
2. 単位事業が完了したときは、速やかに計算書証書および関係書類を揃え捺印の上、財務を担当する理事の署名捺印を持って理事会に提出し承認を得なければならない。
- 第11条 財務を担当する理事は、決算に当たって前払い費用、未収金、未払金等を整理し、仮払い勘定は、原則としてそれ各自担当の科目に振り替え、関係帳簿を照合、かつ整理し銀行預金高証明等証拠書類を整えなければならない。
- 第12条 会計諸帳簿は、次の区分に従い保存するものとする。
- (1) 決算書類 (永久保存)
- (2) その他会計書類 (5年間保存)
- 第13条 この法人が団体加入した外部団体の会費及び公益社団法人日本青年会議所、関東地区協議会、埼玉ブロック協議会に特に課する予算以外の経費はこれを負担金とみなし、理事会の承認を得て、会員はこれを公平に分担するものとする。

第4章 慶弔

- 第14条 会員の慶弔に関しては、次の基準により慶弔慰金もしくは記念品を贈る。
- (1) 正会員
- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ① 会員の結婚 | 10,000円 |
| ② 会員の死亡 | 10,000円及び花環もしくは生花 |
| ③ 会員の長期にわたる傷病(2週間以上の入院) | 5,000円 |
| ④ 会員の配偶者 | 5,000円及び花環もしくは生花 |
| ⑤ 会員の両親及び子女の死亡 | 5,000円及び花環もしくは生花 |
- (2) 特別会員
- | | |
|---------|-------------------|
| ① 会員の死亡 | 10,000円及び花環もしくは生花 |
|---------|-------------------|

第5章 旅費交通費

- 第15条 この法人の用務を似て理事会より依頼又は承認を受けて出張した場合は理事会の決定により、旅費交通費を支給する事ができる。

第6章 細 則

第16条 本規程の施行に関する細則は、理事会の決議をもって定める。

第17条 本規程の改正は理事会に於いて行う。

附 則

本改正規定は、平成24年1月1日より施行する。

昭和49年1月11日施行

昭和56年8月1日施行

平成元年9月28日施行

平成12年8月23日施行

令和5年11月9日施行

一般社団法人 深谷青年会議所 役員選任に関する規定

第1章 総 則

- 第1条 定款第24条に定める役員選任の手続きは、この規定の定めるところによる。なお役員とは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する理事および監事をいう。
- 第2条 役員選任に関する事務を管理するため、役員選任管理委員会（以下管理委員会という）を置く。

第2章 役員選任管理委員会

- 第3条 定員は3名以上とし毎年6月末までに理事会の承認を得て理事長が正会員の内より指名する。管理委員に欠員が生じた場合には直ちに理事会の承認を得て理事長が会員の中から補充する事が出来る。
- 第4条 管理委員会の互選により1名の委員長を定める。委員長は委員会の会務を総理し委員会を代表して理事会に出席して選挙に関する事務に関して意見を述べることができる。管理委員会はあらかじめ委員の中から委員長の事故ある場合に委員長を代理するものを定めておかなければならぬ。
- 第5条 委員の任期はその年度末までとし任期満了迄に選挙事務処理が終らない場合には事務処理完了期迄任期を延長することができる。但しこの場合理事会の承認を必要とする。

第3章 通 知

- 第6条 役員の任期に関する通知はすべて管理委員長の名を以て文書により通知する。

第4章 選挙権及び被選挙権

- 第7条 正会員は選挙権及び被選挙権を有する。但し下記1号、2号に該当する者は選挙権及び被選挙権を有しない。3号、4号、5号に該当する者は被選挙権を有しない。6号に該当する者は理事長被選挙権のみを有しない。
- (1) 当該年度に入会を許可された者
 - (2) 6月までの会費を滞納している者
 - (3) 過去1年間（前年7月－本年6月）例会・総会合わせて出席が60%にみたない者
 - (4) 当年中すでに満40才に達したもの及び達する予定の者
 - (5) 理事長
 - (6) 管理委員会に所属する者

第5章 理事長の候補者

- 第8条 被選挙権を有する会員にして次年度理事長候補者に立候補を希望する者は次の書類を添えて立候補届けを8月1日から8月3日までの間に、管理委員会委員長へ提出しなければならならない。
- (1) 候補者の氏名、経歴書および青年会議所における経歴書。
 - (2) 候補者所信（1600字以内。）
 - (3) 選挙権を有する会員2名の推薦者署名簿。
- 第9条 管理委員会は、前条の届出があったときは直ちに候補者について第7条の資格及び第8条の規定の遵守につき審査し、その結果を理事長に報告しなければならない。
2. 管理委員会は、前項の審査の結果、正しければ直ちに第1号、第2号、及び第3号の書類を添えて8月10日までに正会員に通知しなければならない。
- 第10条 第8条に規定する8月3日までに候補者の届出がないときは、理事会において1名の候補者を8月10日までに推薦選出しなければならない。
2. 前項の理事会は、定款第38条第1項の規定にかかわらず理事数3分の2以上の出席を要しその決議は出席理事の過半数を以てなす。
 3. 理事会の推薦を得た候補者は、8月15日までに第8条に規定する第1号及び第2号の書類を管理委員会に提出しなければならない。
 4. 前項の書類を受けた管理委員会は、8月23日までに、その書類の内容を添えて正会員に通知しなければならない。

第6章 投票及び選出

- 第11条 理事及び監事の選任は特別の定めある場合を除き第2回通常総会において行う。
2. 投票は総て管理委員会所定の用紙を用いて行う。なお、投票は、電磁的方法によることを妨げない。
 3. 不在者投票及び委任者投票は認めない。
- 第12条 理事長候補者選挙の投票において有効投票の最多数を得た者が当選となる。但し、最多得票者が有効票数の過半数を得ない場合は次点者と決選投票を行いその多数票を得た者が当選者となる。尚次点者が複数の場合には次点者同志で決選投票を行い、次点者1人を定めて行う。
- 第13条 第8条による立候補者が1人の場合又は第10条による推薦候補者の場合は投票を行い、信任投票を行い、1名を選出しなければならない。
2. 前項は有効票数の過半数を以って選出とする。
- 第14条 第13条第2項において信任票数が過半数に達しない場合は、直ちに臨時理事会を開催し、1名の候補者を推薦選出しなければならない。
2. 前項の理事会は、理事数3分の2以上の出席を要しその決議は出席理事の過半数を以てなす。
 3. 理事会の推薦を得た候補者は、臨時理事会指定日までに、第8条に規定する第1号及び第2号の書類を管理委員会に提出しなければならない。

4. 管理委員会は、前項の書類を理事会指定日までに、正会員に通知しなければならない。
5. 前項書類を受けたことを確認した理事長は、直ちに臨時総会の期日を決定しなければならない。
6. 候補者は臨時総会において信任投票を受け、再度1名を選出する。

第15条 前条により選出された次年度理事長候補者は、直ちに理事被選挙権を有する正会員の内から副理事長を2名以上4名以内指名する。

第16条 理事候補者の選出は、総会において11名連記投票により上位から13名を選出する外、次年度理事長候補者が理事被選挙権を有する正会員の内から13名以内の者を指名し、総会の承認を経て選任する。

第17条 前条の投票は、11名以内は有効とし12名以上は総て無効票とする。

第18条 第16条の投票において、同票数者がある場合は生年月日の早い者より上位当選として決議投票は行わない。

第19条 専務理事及び財務担当理事は、次年度理事長候補者が指名する。

2. 監事は次年度理事長候補者の推薦により理事被選挙権を有する正会員及び特別会員の中から総会の承認を経て選任する。

第7章 発効

第20条 選出された次年度役員候補者は翌年の1月1日より正式に本会議所の理事となる。また選出された次年度理事長候補者は、翌年開催される最初の理事会において、選任の承認を受けた時より正式に本会議所の理事長となる。

第8章 立会人

第21条 投票及び開票に際して2名以上の立会人を置く。立会人は管理委員会において正会員の中より指名する。

第9章 有権者名簿

第22条 管理委員会は6月末における当該年度の有権者会員名簿を7月末日までに作成し理事会において承認を得て速やかに会員の閲覧に供しなければならない。有権者会員名簿に異議のある会員は閲覧の日から5日以内に書面を以て管理委員会に異議を申し立てる事ができる。

第10章 役員当選者

第23条 理事当選者が確定したときは、管理委員長は直ちにその旨並びに当選人氏名を総会に報告しなければならない。

第11章 役員の補充選任

第24条 本規定によって選出された役員に欠員が生じ、その補充の必要が生じたときは、当該年度理事長が正会員の中より指名補充し、最初の総会において選任に関する経過の概要を説明し総会の承認を得なければならない。

第12章 細則

第25条 本規定に定めるものの外、役員選任に関して必要な事項は理事会においてこれを定める。

第26条 本規定の改正は総会において行う。

第13章 附則

本改正規定は、平成24年1月1日より施行する。

昭和50年8月1日施行

昭和60年1月1日施行

昭和63年8月1日施行

平成元年9月28日施行

平成12年8月23日施行

令和5年11月9日施行